

社会保険情報

通勤手当減り月変か 残業多く月給増える

健保


引越しにより、通勤手当の額が減少した従業員がいます。年末にかけて繁忙期のため、時間外手当の増加が見込まれますが、月給の総額が増えたときには随時改定（月変）を行うのでしょうか。



A 固定的賃金変動と連動

報酬のうち固定的賃金の変動し、変動月以降の継続した3カ月間の報酬の平均額と現在の標準報酬月額の間で著しく高低を生じた場合、月変により健康保険料等のベースとなる標準報酬月額等級を見直します（健保法43条）。著しい高低とは、原則2等級以上の差が生じた場合とされています（昭36・1・26保発4など）。

固定的賃金とは基本給のほか、家族手当や役付手当、通勤手当等、稼働や能率に関係なく一定額（率）が継続して支給されるものをいいます。稼働実績等によって支給される残業手当や皆勤手当等は非固定的賃金と扱い、残業手当のみが著しく増加したとしても月変を行う必要はありません。

変動の原因となる「固定的賃金」と変動の結果の「3カ月間の報酬の平均額」がともに増加あるいは減少したときに、月変が必要になります。通勤手当は減っても、その他非固定的賃金の変動によって報酬全体が増える場合、月変は不要です。

遺族厚生年金増える？ 死亡当時の胎児が出生

厚年


厚生年金の被保険者である夫が亡くなり、20歳代の妻が遺されると、遺族厚生年金は有効になることがあるといます。夫の死亡当時、胎児がいるとどうなりますか。子が生まれると年金額は増えますか。



A 基礎年金のみ増額規定あり

遺族厚生年金の受給権を取得した当時30歳未満の妻が、「遺族基礎年金の受給権を取得しないとき」には、遺族厚生年金の受給権を取得した日から起算して5年を経過したときに受給権は消滅します（厚年法63条）。配偶者が遺族基礎年金を受給するには、被保険者の死亡の当時その者に生計を維持し、かつ、生計を同じくする子がいることが条件です（国年法37条の2第1項）。

死亡の当時胎児であった子が生まれたときは、将来に向かって、その子は被保険者の死亡の当時生計を維持されていた子とみなします（同条2項）。この場合には、5年を超えて受給することが可能です。

遺族基礎年金には、子の加算額があります。1、2人目は各22万4500円、3人目には7万4800円です。一方、遺族厚生年金には子の加算額はありません。配偶者の遺族厚生年金の額は、遺族が増えても表面的には変わりません。

